

## 千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付要綱

平成21年5月1日生振第175号制定  
平成22年6月30日生振第82号一部改正  
平成24年3月30日生振第1829号一部改正  
平成25年3月29日生振第1308号一部改正  
平成26年4月3日流販第7号一部改正  
平成27年4月7日流販第9号一部改正  
平成28年4月14日流販第41号一部改正  
平成29年3月24日流販第767号一部改正  
平成29年8月10日流販第281号一部改正  
平成30年3月29日流販第779号一部改正  
令和3年7月26日流販第278号一部改正  
令和6年3月29日流販第843号一部改正  
令和8年3月31日販輸第694号一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、本県産農林水産物及びその加工品の継続的な海外販路の拡大を進める事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 前条に規定する事業の経費及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、別表1の事業区分1及び2の経費の相互間の流用をしてはならない。

2 補助事業者（規則第4条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者をいう。以下同じ。）は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又

- は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者  
七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者  
八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 事業実施主体は、当該事業について、本補助金以外の県の補助金を受けている又は受けようとする場合、本補助金を申請することができない。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更(別表2に規定する重要な変更)をする場合は、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び進捗状況を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他、知事が必要と認める条件

(承認の手続)

第5条 前条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉の農林水産物輸出促進事業変更(廃止)承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により補助事業の遂行の状況に関し報告しようとするときは、知事が指定する日現在の実施状況について、千葉の農林水産物輸出促進事業遂行状況報告書(別記第3号様式)を、その日から15日以内に知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績を報告するときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、千葉の農林水産物輸出促進事業実績報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、知事と協議の上、千葉の農林水産物輸出促進事業補助金概算払請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の取扱い)

第10条 申請者又は補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱うものとする。

- 一 第3条の申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。
- 二 第7条の実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、知事は精算条件を付した上で消費税等仕入控除税額を含めて交付決定を行うとともに、消費税等仕入控除税額を除いて規則第14条に基づく補助金額の確定(以下「額の確定」という。)を行うものとする。
- 三 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第、千葉の農林水産物輸出促進事業消費税仕入控除税額報告書(別記第7号様式)により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事は返還条件を付して交付決定を行うとともに、本号前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の整備)

第12条 帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記第8号様式)、その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 知事へ提出するすべての書類は電子媒体又は紙媒体のいずれかで提出するものとする。なお、紙媒体の場合は正副2部を提出すること。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成21年度から平成23年度までの予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成22年度から平成23年度までの予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成24年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成25年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成26年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成27年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成28年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成29年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成29年8月10日から適用する。

2. 平成29年度において、この要綱による改正後の要綱に規定される事業に関して、この要綱による改正前の要綱に基づいてなされた申請、処分、手続その他の行為については、この要綱による改正後の要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成30年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、令和3年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1(第2条)

事業区分 (事業名：千葉の農林水産物輸出促進事業)	事業実施主体	経費	補助率
<p>1 千葉の農林水産物輸出支援事業</p> <p>(1) 海外輸出環境調査</p> <p>(2) 海外輸出生産体制整備</p> <p>(3) 海外輸出環境整備</p> <p>(4) 海外販売促進活動</p> <p>(5) その他</p>	<p>①市町村 ②農業協同組合 ③水産業協同組合 ④森林組合・営農組織・漁業者組織 ⑤その他知事が特に適当と認める法人・団体等</p>	<p>事業実施主体が、千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領の規定により、知事の承認を受けた事業実施計画書に基づいて行う事業に要する、実施要領別表1に示す経費</p> <p>事業実施主体が取り扱う品目における、海外での需要、消費動向等の調査に要する経費</p> <p>事業実施主体が行う、海外への販路開拓・定着化に向けた、新しい品目・品種・技術等の導入試験などによる生産体制の整備に要する経費</p> <p>事業実施主体が行う、海外への販路開拓・定着化に向けた、試験輸出、商品開発、出荷方法の改善及び技術試験等による出荷における環境整備に要する経費</p> <p>事業実施主体が行う、海外における販売や広報等の販売促進活動に要する経費</p> <p>知事が特に適当と認める経費</p>	<p>1/2以内</p>
<p>2 千葉の農林水産物輸出環境整備事業</p>		<p>専ら農林水産物の輸出促進に必要な、国内又は海外で利用する施設・機械等の整備・改修などに要する経費</p>	<p>1/2以内</p>

(注) 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、当該金額を切り捨てた金額とする。

別表2(第4条)

事業区分 (事業名：千葉の農林 水産物輸出促進事業)	重要な変更
	事業内容の変更
1 千葉の農林水産物 輸出支援事業	(1)事業実施主体の代表者名、所在地及び役員の変更 (2)事業区分(1)～(5)に係る新設及び廃止 (3)補助事業に要する経費の30パーセントを超える増減 (4)対象国の変更
2 千葉の農林水産物 輸出環境整備事業	(1)事業実施主体の代表者名、所在地及び役員の変更 (2)補助事業に要する経費の30パーセントを超える増減 (3)施設の設置場所の変更、国内における機械等の保管場所 の変更 (4)施設・機械の規格・構造・能力・規模等の大幅な変更 (概ね50パーセント以上の変更)

別記第1号様式（第3条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付申請書

番 年 月 日 号

千葉県知事 様

名 称  
所 在 地  
代表者名

年度において、下記のとおり千葉の農林水産物輸出促進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

(1) 千葉の農林水産物輸出支援事業

事業区分	実施内容	事業量	事業費	備考 (対象国、 対象品目等)
合 計			円	

(注) 事業区分には、別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施する内容を記入する。

(2) 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

設置場所	輸出品目 輸出先 輸出量等	導入施設・設備・機械の内容			
		名称	規格、能力等	事業量	事業費
					円
合計					円

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費  (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備考
		県補助金  (A)	事業主体  (B)	その他  (C)	
1 千葉の農林水産物輸出支援 事業	円	円	円	円	
2 千葉の農林水産物輸出環境 整備事業					
合 計	円	円	円	円	

(注1) 千葉の農林水産物輸出支援事業における区分には、別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施する内容を記入すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

なお、同税額を減額した場合には、補助事業に要する経費欄には同税額の減額後の費用を記入すること。

4 事業完了予定年月日

年 月 日

## 5 収支予算

収入の部

単位：円

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体					
計					

支出の部

単位：円

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

(注)「千葉の農林水産物輸出支援事業」の場合は、区分欄に別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施する内容を記入すること。

別記第2号様式（第5条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業変更（廃止）承認申請書

番 年 月 日  
年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
所 在 地  
代表者名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号により補助金交付決定のあった  
千葉の農林水産物輸出促進事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、  
千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

1 変更（廃止）しようとする理由

2 変更（廃止）しようとする内容

3 その他必要事項

#### 4 変更後の事業内容

##### ア 千葉の農林水産物輸出支援事業

事業区分	実施内容	事業量	事業費	備考 (対象国、 対象品目等)
			円	
			円	
			円	
合 計			円	

(注) 事業区分には、別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施する内容を記入すること。

(注) 変更がない箇所への記載は不要である。

##### イ 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

設置場所	輸出品目 輸出先 輸出量等	導入施設・設備・機械の内容			
		名 称	規格、能力等	事業量	事業費
					円
				合 計	円

(注) 変更がない箇所への記載は不要である。

## 5 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費  (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		県補助金  (A)	事業主体  (B)	その他  (C)	
1 千葉の農林水産物輸出 支援事業	円	円	円	円	
2 千葉の農林水産物輸出 環境整備事業					
合 計	円	円	円	円	

(注1) 千葉の農林水産物輸出支援事業における区分には、別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施する内容を記入すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

なお、同税額を減額した場合には、補助事業に要する経費欄には同税額の減額後の費用を記入すること。

## 6 事業完了予定年月日

年 月 日

## 7 収支予算

収入の部

単位：円

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体					
計					

支出の部

単位：円

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

(注)「千葉の農林水産物輸出支援事業」の場合は、区分欄に別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施する内容を記入すること。

## 5 添付書類

- 1 実施設計書及び見積書、カタログ等  
(千葉の農林水産物輸出環境整備事業実施の場合)
- 2 その他、知事が必要と認める書類

別記第3号様式（第6条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業遂行状況報告書

番 年 月 号 日

千葉県知事 様

名 称  
所在地  
代表者名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号により補助金交付決定のあった千葉の農林水産物輸出促進事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 千葉の農林水産物輸出支援事業

事業区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		
	円	円	%	円		
合計	円	円	%	円		

(注)事業区分には、別表1の事業区分(1)～(5)のうち、実施する内容を記入すること。

2 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

別記第4号様式（第7条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業実績報告書

番 年 月 号 日

千葉県知事 様

名 称  
所 在 地  
代表者名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号により補助金交付決定のあった  
千葉の農林水産物輸出促進事業について、次のとおり実施したので、千葉県補助金  
等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

## 1 事業実績

### (1) 千葉の農林水産物輸出支援事業

事業区分	実施内容	事業量	事業費	備考 (対象国、 対象品目等)
			円	
			円	
			円	
合 計			円	

(注) 千葉の農林水産物輸出支援事業における区分には、別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施した内容を記入すること。

### (2) 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

設置場所	輸出品目 輸出先 輸出量等	導入施設・設備・機械の内容			
		名 称	規格、能力等	事業量	事業費
					円
合 計					円

### (3) 補助金活用により得られた効果と今後の展望

## 2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費  (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		県補助金  (A)	事業主体  (B)	その他  (C)	
1 千葉の農林水産物 輸出支援事業	円	円	円	円	
2 千葉の農林水産物 輸出環境整備事業					
合 計	円	円	円	円	

(注1) 千葉の農林水産物輸出支援事業における区分には、別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施した内容を記入すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、それぞれ記入すること。  
なお、同税額を減額した場合には、補助事業に要する経費欄には同税額の減額後の費用を記入すること。

## 3 事業完了年月日

年 月 日

#### 4 収支精算

収入の部

単位：円

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体					
計					

支出の部

単位：円

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

(注)「千葉の農林水産物輸出支援事業」の場合は、区分欄に別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施した内容を記入すること。

#### 5 添付書類

- 1 出来高設計書及びカタログ等  
(千葉の農林水産物輸出環境整備事業実施の場合)
- 2 実績概要、作成したパンフレット等  
(千葉の農林水産物輸出支援事業実施の場合)
- 3 支払い経費ごとの内訳を記載した資料、領収書等の支出証拠書類の写し等
- 4 その他、知事が必要と認める書類

別記第5号様式（第8条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付請求書

番 年 月 号  
年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
所 在 地  
代表者名

年 月 日付け千葉県〇〇達第 号で額の確定のあった 年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

金 円

別記第6号様式（第9条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金概算払請求書

番 年 月 号 日

千葉県知事 様

名 称  
所 在 地  
代表者名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号をもって交付決定のあった 年度  
千葉の農林水産物輸出促進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項  
の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

記

金 円

別記第7号様式（第10条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 号 日

千葉県知事 様

名 称  
所 在 地  
代表者名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号により補助金交付決定のあった千葉の農林水産物輸出促進事業補助金について、同事業補助金交付要綱第10条第三号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注） 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記第8号様式（第12条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：

地区名 地区		事業実施年度		年度		補助金名		千葉の農林水産物輸出促進事業						
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業 主体	工 種 構 造 施 設 区 分	施 工 箇 所 又 是 設 置 場 所	事業費	着 工 年 月 日	しゅん 工 年 月 日	総事業費	負担区分		耐用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容		
							県 費	事業者負担						
合計														

- (注) 1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
- 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。